

三郷市屋外広告物条例の一部改正（案）について

【概要】

- ① 屋外広告物の落下や倒壊による事故防止を図るため、安全管理を強化します。
- ② 禁止地域内における公共デジタルサイネージ等の設置を推進するため、規制運用の弾力化を行います。

ポイント① ≪屋外広告物の安全管理の強化≫【条例第18条関係】

◎背景

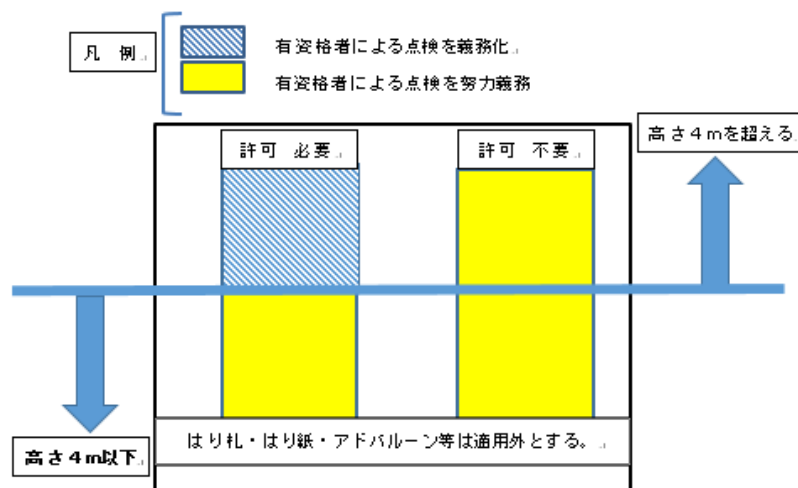
- ・ 平成27年2月に札幌市で発生した広告物の落下事故等を受け、屋外広告物の安全管理に関する取り組みが検討されてきました。
- ・ 埼玉県では、令和4年4月施行を目途に同様の条例改正手続きを進めており、独自条例を持たない団体においては、県条例により安全管理の強化が図られることとなります。
- ・ 三郷市においても、安全管理の強化を図るべく、条例改正を行います。

◎管理義務を負う者の追加

- ・ 現行条例で規定する表示者、設置者、管理者に加えて、所有者又は占有者を、管理義務を負う者として追加します。

◎点検義務に関する規定の追加

- ・ 屋外広告物の管理義務を有する者に対し、当該屋外広告物の劣化や損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加します。
- ・ 条例により点検が義務付けられる屋外広告物は、はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕、アドバルーン等の簡易な広告物を除くすべての広告物とします。
- ・ 有資格者による点検を義務付ける屋外広告物は、許可物件であり、かつ高さが4mを超える物件とします。（その他については、有資格者による点検を“努力義務”とする規定を設けます。）



ポイント② 《屋外広告物規制の運用の弾力化》【条例第8条関係】

◎背景

- ・ 国は、観光先進国の実現に向けて、多言語表示に対応した公共デジタルサイネージ（公共案内図板）等の設置を促進しています。その具体策として、広告収入を公共掲示板などの設置費や維持管理費に充てることを要件に、禁止地域における屋外広告物の表示を可能とするよう、運用の弾力化に関する方向性が示されました。
- ・ 現在、三郷駅をはじめとする市内3駅において、社会実験としてデジタルサイネージが設置され、市政情報が表示されておりますが、現行条例の規定では、公共的な情報以外を表示することはできませんので、この運用の弾力化を図るものとなります。

◎運用の弾力化

- ・ 案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に表示する広告物であって、その広告物収入を当該施設等の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、市長の許可を受けて、屋外広告物の表示禁止地域においても表示することができる旨の規定を追加します。

デジタルサイネージ広告



— 参考事例：大宮公園駅前周辺案内地図への広告物表示 —